

令和8年5月1日

<家賃収入のある方は、固定資産税の納税通知書・
課税明細書の保存をおすすめします>

所有不動産を賃貸し、不動産所得を申告する場合（※1）は、経費の一部としての固定資産税等については、納税通知書・課税明細書から該当物件の税額を確認することができます。

また、不動産所得を申告している方は、関係書類の保存が義務付けられています（※2）。

納税通知書・課税明細書は、お手元に保存しておくことをおすすめします。

なお、課税明細書につきましては、納税通知書に同封して送付しておりますので予めご承知おきください。

※1 不動産所得の申告については、所管の税務署にお尋ねください。

※2 保存すべき書類や保存期間は、法人・個人、白色申告・青色申告などで異なりますので、所管の税務署にお尋ねください。

この文書に関するお問い合わせ
朝霞市役所 課税課 固定資産税係
TEL：048-463-2875